多摩川河川敷多目的散策路の使用取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、多摩川河川敷多目的散策路（以下「散策路」という。）において、ウオーキング、ジョギング、マラソン等を行っている全ての利用者にとって安全、且つ快適な利用が図られるよう、団体使用及び各種事業における使用（以下「団体使用等」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第２条　散策路の団体使用等は、次の各号に掲げる事業等を実施する場合に承諾できるものとする。

（１）　市民の健康増進とスポーツの振興に寄与する事業

（２）　公共性又は地域振興性のある事業

（３）　その他適当と認められるもの

（使用承諾の制限）

第３条　市長は、前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承諾しないことができる。

（１）　散策路を損傷するおそれのあるとき。

（２）　管理上支障があるとき。

（３）　その使用が不適当と認められるとき。

（使用の申込み）

第４条　散策路の団体使用等をしようとする者（以下「申込者」という。）は、使用日の３０日前までに「多摩川河川敷多目的散策路使用申込書（第１号様式）」により、市長に申込みをし、市長の承諾を得なければならない。

２　申込者は、使用日の属する月の６月前の月の初日、又は使用日の前年度の２月１日のいずれか早い日から申し込むことができる。ただし、市の主催事業等、施設管理者が認めた場合はこの限りではない。

３　１２月２９日から１月３日までの期間は、使用申し込みをすることができない。

（承諾）

第５条　市長は、前条の規定に基づき使用を承諾したときは、「多摩川河川敷多目的散策路使用承諾書（第２号様式）」を申込者に通知するものとする。

（使用申込み内容の変更及び中止）

第６条　申込者は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告を行い、その承諾を得なければならない。

２　申込者は、多摩川河川敷多目的散策路を使用しないことになった場合は、速やかに「多摩川河川敷多目的散策路使用中止届（第３号様式）」を市長に提出しなければならない。

（日程調整の原則）

第７条　散策路の使用承諾は、原則、申込み順とする。ただし、本市の事業等により散策路の使用が必要な場合はこの限りではない。

２　同一日において、使用する区間が近接せず、かつ、重複しない場合は、複数の団体使用等を認めることができる。

３　予備日は、１日のみ申込むことができる。なお、予備日に重複して、他の申込者の申込みをすることはできないものとする。

（車両の通行）

第８条　河川敷地内は、原則、車の乗り入れは認めないものとする。ただし、荷物の搬出入等のため、やむを得ず車の乗り入れが必要な場合は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

（伴走用自転車の使用許可）

第９条　マラソン大会等の開催において、やむを得ず伴走用自転車の併走が必要な場合は、あらかじめ市長の許可を受けた場合に限り、認めることができるものとする。

２　市長は、伴走用自転車の併走を許可する場合は「多摩川河川敷多目的散策路使用に伴う伴走用自転車使用許可証（第４号様式）」を交付するものとする。

（遵守事項）

第１０条　市長は、前条の承諾を受けた者に対し、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。

（１）　事業実施における事故等において、その責の一切を負うこと。

（２）　散策路に隣接する各種施設管理者と事前に連絡調整を行い、安全で円滑な運営に努めるこ

（３）　事故防止のため、その責任において監督、監視、指導等に万全を期すこと。

（４）　一般の利用者に対して最大限配慮するとともに、事前の周知に努めること。

（５）　第３者の求めに応じ、直ぐに提示できるよう「多摩川河川敷多目的散策路使用承諾書（第２号様式）」及び伴走車を使用する場合は「多摩川河川敷多目的散策路使用に伴う伴走用自転車使用許可証（第４号様式）」を携帯すること。

（使用承諾の取消し等）

第１１条　次のいずれかの事項に該当すると認められる場合は、その使用承諾を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を求めることができる。

（１）　使用の目的に反したとき。

（２）　偽りその他不正な行為により承諾を受けたとき。

（３）　災害その他の事故により使用できなくなったとき。

（４）　工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により使用できなくなったとき。

（５）　前各号に定めるもののほか、承諾の内容に反したとき。

（原状回復）

第１２条　第５条の承諾を受けた者は、散策路の使用を終了し、又は承諾を取り消されたときは、直ちに散策路を原状に回復しなければならない。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。